



福岡県医発第2987号(地)

平成26年 3月19日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

身体障害者手帳における心臓機能障害及び
肢体不自由の認定基準の見直しについて

標記の件につきましては、平成26年1月28日付福岡県医発第2559号「心臓機能障害(ペースメーカー等植込み者)及び肢体不自由(人工関節等置換者)の認定基準の見直しに関する周知について」、および、平成26年2月7日付福岡県医発第2631号「心臓機能障害(ペースメーカー等植込み者)及び肢体不自由(人工関節等置換者)の認定基準の見直しに関する通知改正等について」にて、お知らせしましたが、今般、福岡県障害者更生相談所長より別紙のとおり周知依頼がありましたので、改めてお知らせします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、指定医師の先生方には直接文書が送付されますこと、また、添付資料につきましては、前回お送りしたものと重複いたしますので省略することを申し添えます。

【問合せ先】

福岡県障害者更生相談所(判定課 瀧口・江口)

住所：春日市原町3丁目1-7

電話：092-586-1055

(※福岡市、北九州市、久留米市については各担当部署が対応)

25障相第1506号
平成26年3月 5日

福岡県医師会長 殿

福岡県障害者更生相談所長

身体障害者手帳における心臓機能障害及び肢体不自由の認定基準の
見直しについて（お知らせ）

時下、貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から身体障害者手帳制度はじめ当所の障害者関係業務にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、近年、医療技術の進歩により、ペースメーカを植え込んだ方や人工関節置換術を受けた方のうち、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力が改善している方が多くなったことなどを踏まえ、平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準が見直されることとなりましたので、お知らせいたします。

なお、指定医師の皆様に対しては当所から文書による周知を行いますが、内容等について貴会に対し照会等があった場合は、当所にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

記

1 見直しの概要（詳しくは別紙資料を参照願います。）

（1） ペースメーカ、体内植え込み型除細動器を入れた方（心臓機能障害）

1級、3級、4級のいずれかに認定（現行は一律1級に認定）

（ペースメーカ等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて認定）

（2） 人工関節、人工骨頭を入れた方（肢体不自由）

股関節・膝関節：4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定（現行は一律4級）

足関節：5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定（現行は一律5級）

（術後の経過の安定した時点での関節可動域等に応じて認定）

（3） 適用年月日

平成26年4月1日

ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定。

2 添付資料

心臓機能障害関係（資料1）

肢体不自由関係（資料2）

認定基準及び疑義解釈の改正通知（資料3）

【問い合わせ先】福岡県障害者更生相談所（判定課：瀧口・江口）

住所：春日市原町3丁目1-7

電話：092-586-1055

（※福岡市、北九州市、久留米市については各担当部署で対応します。）